

## 量類公正競争規約作成連絡会 意見交換会 議事概要

日時：平成29年10月4日（水）13：30～17：00

場所：中央合同庁舎4号館 12階 1221会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本量事業協同組合、全国量材料卸商組合連合会、  
全国量材商社会、全国量産業振興会、全日本 ISO 量振興協議会、全日本 JIS  
量床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会

オブザーバー 大建工業株式会社、東海機器工業株式会社、消費者庁、農林水産省  
連絡会会員（8名）

### 【意見交換会概要】

連絡会員と連絡会幹事の間で、規約を行う意味、規約のメリット・デメリット等について、意見が交わされた。会員からは「規約に関する情報が量店へ殆ど届いていない」、「量の表示について業界スタンダードが無い。スタンダードができてから規約へ進むのではないか」等の意見が挙げられた。これに対して、

### 【意見交換会議事録】

（幹事会）本日は、規約（案）のことだけでなく、連絡会のことなどについても意見をお聞かせ下さい。

（連絡会会員）公正競争規約（案）について2点ある。まず、量床について「薄量」を除外しているが、これでよいのか。また、量製作技能士資格が省略可となっているが、これは書くべきではないか。

（幹事会）「薄量」については、JISに規格が無いためこの様になっている。量製作技能士資格については、（量事業者では）唯一の国家資格であるが、全ての人を持っているわけではない。幅広く規約に参加して貰うため「省略可」となっている。

（連絡会会員）皆が技能士を一生懸命取ろうとしている。なんとか義務表示に出来ないか。技能士の1級を取るのには7年間掛かる。

（幹事会）「量製作技能士資格」は、当初「持っている場合は書く事ができる」とし、規約（案）の表示項目から除外していたが、これでは「資格を持っている人」は「必ず」書かなければならなかった。このため、規約の表示項目に「量製作技能士資格」と記載する事とし、表示を「省略可」とするを選択した。

（連絡会会員）「省略することができる」という文言が気になる。

（幹事会）検討する。

（連絡会会員）量店では無いが、規約では「システムにどういう物を取り込むのか」ということを知りたくて参加した。以前と比べてどの点が変わったのか、ハードルが低くなったと感じる。これでも良いのか。量床については、前には本当にできるのかという感じだった。量に貼るシールは無くなったのか。トレーサビリティは本当に管理できるのか。最初はハードルを下げないとまずいが、「トレーサビリティ」というイメージが先行しているように感じるので、連絡会が定義する「トレーサビリティ」がどういうものなのかを、しっかり定義し、これを説明し、消費者に対してここまで出来ているという点をPR

しなければならない。

(幹事会) 牛肉や米のトレーサビリティがどういう仕組みなのかというのは消費者が理解している。豊のトレーサビリティは牛肉や米と違い、問屋が営業情報で元々持っているものであり、「新たにシステムを作る」というものではない。豊店が、いつ、誰に、何を売ったのか記録していれば問題ない。

(連絡会会員) 豊業界がトレーサビリティに取り組んでいるということをPRしてほしい。これだけの仕組みで出来るかどうか不安。

(連絡会会員) 豊表は流通段階で豊表のロット番号を管理番号に変えることになっているがこれでは意味がないのではないか。

(幹事会) 豊表の販売価格は豊店の購入枚数や支払い方法によって、同じ物でも販売価格が異なる。販売価格は企業秘密である。

(オブザーバーA) 生産者が付した豊表のロット番号が豊店まで流れると、ロット番号から販売価格を調べる事や、その価格情報を用いて流通業者に値下げを強いることに使われ、公正な競争を阻害する可能性がある。これは優越的地位の濫用に当たる可能性があるため、不当な目的に利用される内容を含めば、公正競争規約として認定されない。

(連絡会会員) 面倒な事になら無いようにしてほしい。

(オブザーバーB) 負担が多いものはやりたくない。メリット・デメリットをもう一度説明してほしい。

(幹事会) テレビ局のアンケートの結果であるが、中国産の豊表があることを知らない人が多い。(アンケートで回答した)70%は国産の豊表が欲しいと思っている。きちんと表示しないのは問題では無いか。

(幹事会) どこまでのトレース情報が必要か。

(連絡会会員) 上流の業者に問い合わせたら分かるという仕組みがあれば良い。

(オブザーバーB) 従来の作業だけと言っているが、消費者に豊を売るのは豊店であり、責任は豊店にある。豊店から質問が多数でている状態で規約を作るのか。規約のメリット・デメリット提示した上で、規約に取り組む必要があること意味を説明出来ないといけない。

(連絡会会員) (規約は)法律だから協議会に入らないと違法と説明された。チラシ業者や二重価格の排除が出来ると言われた。地方の豊店はこれが出来ないと分かたらやらない。各団体の意思統一はどうなっているのか。消費者保護はどうなっているのか。各団体の意見や方向性はどうか。規約をなぜやらなければならないのか。メリットやデメリットは何か。本日は規約案の説明と案内されたが、意見交換会である。本年度の総会では規約案を簡素化すれば良いということにはなっていないはずである。

(幹事会) 流通は規約に取り組むことに賛成である。これまで川上から川下までの業界が1つになるものはなかった。これまでの経緯や不評は聞いている。消費者にとって何が必要かを判断しながら作り替えてきた。1点伺いたい、豊店として具体的にどの作業が大変なのか。当社は2年前からトレーサビリティに取り組んでいる。規約を簡素化するに至った経緯であるが、消費者に何の情報伝える必要があるのかを徹底的に洗い直し、豊一豊毎にシールを貼

ることをやめる。見積書を発行する義務をやめる。納品書（畳仕様書）の様式は自由とし、現在の取引と何ら変わらないようにし、畳店の負担が生じないように改めた。

また、中国表と国産表の使用割合を畳店に聞くと、50%-50%である。（国産表のシェアが2割程度であることを踏まえると）実態が分からない。畳仕様書1枚で業界の信用を高められないか。

(オブザーバーB) B to Bの取引は8~9割が中国表であると思う。B to Bの取引では産地を書かない（これがアンケート調査の結果と実際のシェアの数値がズレた原因では無いか）。B to Bは難しいから後回しとなった。ここを外しては問題では無いか。消費者保護とは、賃貸住宅に住む人ではないか。

きちんとやっているのに、なぜ今さら規約なのか？と思っている畳店が多い。チラシ屋やB to Bに対応するものでなければならない。

(幹事会) 国産で2,500円という畳表がある。こういう畳を減らしていかなければならない。規約ができ、産地表示に疑義がある商品を協議会が調査できるようになる。

(連絡会会員) イ草農家の立場としてどう思っているのか。

(幹事会) 規約の検討が始まった当初は400万畳/年出荷していたが、今は240万畳/年である。産地は出荷証明書を書くのが仕事。畳表の流通経路は農協、私設市場、直販と様々ある。正確な情報が産地から出て行かなければならない。

(連絡会会員) 簡素化して、スッと下まで情報が下りてくれば良いが。（畳事業者は）年寄りが多いが若い者は少ない。最初に見て「これならやれる」というものでないと。（規約は）入らなければ罰則は無い（だから、入らないだろう）。

(連絡会会員) 今日の意見交換会で意見を聞いて、会員の意見を聞いたからと言って、この場で物事を決めてしまうのか。

(幹事会) この場で物事は決めない。これまでの規約（案）は（幹事会や合同委員会で検討段階のものであり）連絡会のオフィシャルなものとして出したものではない。本日の手にしてある規約（案）が公式なものであり、今後ブラッシュアップしていきたい。規約（案）については、畳仕様書（案）の内容ができれば良いと考えている。規約には畳店の過半数が参加できるものでなければならない。

誰もが出来るものにした。しかし、業界のコンセンサスがまだとれていない。

畳店のメリットは無いが、ビジネスチャンスはあると思う。

(オブザーバーB) メリットは無い。でも、これに加盟する事でビジネスチャンスがあるということなら、チラシ屋の様な宣伝力・営業力のある所がどんどんPRしていく。個々の畳店であれば良いが、組合の代表でこの場に来ているのであれば、組合員のことを考えねばならない。

(連絡会会員) 規約が欲しい店は、役所関係の仕事をしている所ではないか。どこの組合もそうだが、ジリ貧の業界では難しい。

(オブザーバーB) 業界のスタンダードもできていない。スタンダードの延長に規約がある。

(連絡会会員) 規約はどの程度の人数でスタートできるのか。

(幹事会) 全日畳は3,000人余り。今後、アンケートを行うが、それまでは分からない。また、全日畳以外の団体は分からない。規約案について、様々な意見がある。

- 100%の理解は難しいがある程度のイニシアチブは取らないといけない。
- (オブザーバーB) 意見交換会について、意見を出した者は意見を聞きたいと思う。メールリストも使って欲しい。スタートしたはいいが、人が集まらない、お金も集まらないという状況は避けるべき。
- (幹事会) 浮動票は確かに分からない。
- (オブザーバーB) 組織の末端まで規約が理解できていない。(組織の)上に任せてしまっていて終わっている。下へ情報を流して、初めて意見が上がってくる。この畳仕様書(案)ができて、使われるようになって、その後、規約の制定に進んでも良いのではないかと?業界のスタンダードがないのが問題。スタンダードを作った上で、規約へ進めば良いのではないかと。
- (連絡会会員) 後継者がいる畳店には、(畳仕様書)はある程度容認してもらえないか。
- (連絡会会員) 特定用語はどうなったのか。
- (幹事会) 今はペンディング中である。
- (連絡会会員) 今までやってきた事を、なぜ規約にして難しくないといけないのかとってしまう。
- (連絡会会員) 畳仕様書(案)は、これまでの規約の説明で1番分かりやすかった。
- (連絡会会員) 現状として、末端の組合員に、スリム化した規約案の情報が流れてこない。情報が流れてこなければ、意見も言えない。
- (オブザーバーB) 規約に取り組むメリット・デメリットで生産、流通を含め回答案が金太郎飴の様に、誰が答えても同じにならないといけない。
- (連絡会会員) 意見交換会は良かった。だから、きちんと議事録を出して欲しい。
- (連絡会会員) 地方の方は遠くてこの場へ来られない。議事録をWebページに掲載して、議事内容に質問したい人は、メールで意見を出して、連絡会のWebページで回答するといった仕組みになるよう検討を求めたい。来られなかった人も意見は多い。
- (連絡会会員) 今後のロードマップはどうなっているのか。
- (幹事会) ロードマップは未定である。